

2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会
委員総会

令和3年6月

付議事項

議案

議案 1 監事選任の件

議案 2 監事の報酬に関する件

報告事項

1 顧問の委嘱

議案1 監事選任の件

■規約第7条第2項の規定により、下記の者を選任する。

川下 清 氏 (梅田総合法律事務所 弁護士)
※大阪弁護士会より推薦

任期：令和3年6月10日から4年間

参考：2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約（抜粋）

(役員を設置)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) **監事 2名以内**

(役員を選任)

第7条 会長及び会長代行は、第11条に規定する委員総会の決議によって、委員たる法人又は団体の代表者から選任する。

2 **監事は、委員総会の決議によって選任**する。

(役員任期)

第10条2項 役員任期は、選任の日から4年とし、再任を妨げない。

議案 2 監事の報酬の額について

監事の報酬の額を次のとおりとする。

- 監 事：年間総額30万円
費用弁償については報酬額に含むものとする
令和3年度は就任期間相当分とするため年間総額25万円

報告事項 1 顧問の委嘱

■規約第14条の規定により、下記の者を顧問に委嘱する。

古市 健 一般社団法人関西経済同友会代表幹事

参考：2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会規約（抜粋）
（顧問）

第14条 委員会に、顧問を置くことができる。

2 **顧問は、会長が委嘱**する。

3 会長は、必要に応じ、顧問を委員総会、役員会又は部会に参加させることができる。

4 顧問は、事業の円滑な推進について、専門的見地から会長に対して意見を述べることができる。